

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和39年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組合員以外のものに対する貸付限度の特例の指定申請)</p> <p>第1条の3 農業協同組合及び農業協同組合連合会（県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び県の区域又はその区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。以下「組合」という。）は、<u>法第10条第20項</u>の規定による指定を受けようとするときは、員外貸付限度特例指定申請書（様式第1号）を<u>知事又は所管する広域振興局長</u>（以下「<u>知事等</u>」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(組合員以外のものに対する貸付限度の特例の指定申請)</p> <p>第1条の3 農業協同組合及び農業協同組合連合会（県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び県の区域又はその区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。以下「組合」という。）は、<u>法第10条第18項</u>の規定による指定を受けようとするときは、員外貸付限度特例指定申請書（様式第1号）を<u>知事に提出</u>しなければならない。</p>
<p>(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)</p> <p>第1条の4 組合は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、信用事業規程設定承認申請書（様式第1号の2）を所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)</p> <p>第1条の4 組合は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、信用事業規程設定承認申請書（様式第1号の2）を所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>
2～5 [略]	2～5 [略]
<p>(検査役等の選任の申立て等)</p> <p>第5条 法第11条の26の規定により、次に掲げる申立て等を行うようとする者は、信託法に基づく申立書（様式第7号）を<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(検査役等の選任の申立て等)</p> <p>第5条 法第11条の26の規定により、次に掲げる申立て等を行うようとする者は、信託法に基づく申立書（様式第7号）を<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(9) [略]</p> <p>(一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任及び役員 の選挙又は選任のための総会招集の請求)</p>	<p>(1)～(9) [略]</p> <p>(一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任及び役員 の選挙又は選任のための総会招集の請求)</p>
<p>第9条 組合の組合員又は会員（以下「組合員」という。）その他の利害関係人は、法第40条第1項の規定に基づき、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、一時理事（監事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第18号）を<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p>	<p>第9条 組合の組合員又は会員（以下「組合員」という。）その他の利害関係人は、法第40条第1項の規定に基づき、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、一時理事（監事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第18号）を<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>2 組合員その他の利害関係人は、法第40条第3項の規定に基づき、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、<u>一時代表理事の職を行うべき者選任請求書</u>（様式第18号の2）を<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p>	<p>2 組合員その他の利害関係人は、法第40条第3項の規定に基づき、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、<u>一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書</u>（様式第18号の2）を<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。</p>

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請)

第10条の2 組合は、法第50条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を申請しようとするときは、信用事業譲渡認可申請書(様式第19号の3)又は信用事業譲受け認可申請書(様式第19号の4)を知事等に提出しなければならない。

(信用事業の譲渡の届出)

第10条の3 組合は、法第50条の2第7項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、当該譲渡をした日から2週間以内に、信用事業譲渡届(様式第19号の5)を知事等に提出しなければならない。

(業務報告書等の提出等)

第10条の5 組合は、法第54条の2第1項又は第2項の規定による業務報告書を作成したときは、決算に係る総会終了後2週間以内に所管する局長(法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、知事等。以下「局長等」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

(設立認可の申請)

第11条 組合の発起人は、法第59条第1項の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書(様式第20号)を知事等に提出しなければならない。

(解散認可の申請)

第12条 組合は、法第64条第2項の規定により解散の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書(様式第21号)を所管する局長に提出しなければならない。

(合併認可の申請)

第13条 組合は、法第65条第2項の規定により合併の認可を申請しようとするときは、合併認可申請書(様式第22号)を知事等に提出しなければならない。

2 法第66条第1項の規定により合併によって組合を設立し、その認可を申請しようとするときは、同項の規定による組合の設立委員(以下「設立委員」という。)は、新設合併認可申請書(様式第23号)を知事等に提出しなければならない。

(検査の請求及び議決、選挙又は当選の取消請求)

第17条 [略]

2 組合員は、法第96条に規定する議決(創立総会における議決を含む。)又は選挙若しくは当選の取消しを請求しようとするときは、議決(選挙、当選)取消請求書(様式第35号)を知事等に提出しなければならない。

3 [略]

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請)

第10条の2 組合は、法第50条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を申請しようとするときは、信用事業譲渡認可申請書(様式第19号の3)又は信用事業譲受け認可申請書(様式第19号の4)を知事に提出しなければならない。

(信用事業の譲渡の届出)

第10条の3 組合は、法第50条の2第7項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、当該譲渡をした日から2週間以内に、信用事業譲渡届(様式第19号の5)を知事に提出しなければならない。

(業務報告書等の提出等)

第10条の5 組合は、法第54条の2第1項又は第2項の規定による業務報告書を作成したときは、決算に係る総会終了後2週間以内に所管する局長(法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、知事。以下「局長等」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

(設立認可の申請)

第11条 組合の発起人は、法第59条第1項の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書(様式第20号)を局長等に提出しなければならない。

(解散認可の申請)

第12条 組合は、法第64条第2項の規定により解散の議決の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書(様式第21号)を局長等に提出しなければならない。

(合併認可の申請)

第13条 組合は、法第65条第2項の規定により合併の認可を申請しようとするときは、合併認可申請書(様式第22号)を局長等に提出しなければならない。

2 法第66条第1項の規定により合併によって組合を設立し、その認可を申請しようとするときは、同項の規定による組合の設立委員(以下「設立委員」という。)は、新設合併認可申請書(様式第23号)を局長等に提出しなければならない。

(検査の請求及び議決、選挙又は当選の取消請求)

第17条 [略]

2 組合員は、法第96条に規定する議決(創立総会における議決を含む。)又は選挙若しくは当選の取消しを請求しようとするときは、議決(選挙、当選)取消請求書(様式第35号)を局長等に提出しなければならない。

3 [略]

(総会又は総代会の終了の報告等)

第19条 [略]

2 組合は、前項の議案のうち、事業計画書の提出の延期を申請しようとするときは、事業計画書提出延期承認申請書(様式第36号)を局長等に提出しなければならない。

3 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を局長等に届け出なければならない。

(代表理事等に関する届出)

第21条 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事を定めたときは、2週間以内に、就任年月日、その役別、氏名、住所及び経歴の概要を局長等に報告しなければならない。

2 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事が退任したときは、2週間以内に、退任年月日、その役別、氏名、及び退任の理由を局長等に報告しなければならない。

3・4 [略]

(参事、会計主任等に関する届出)

第22条 組合は、参事又は会計主任を選任又は解任したときは、2週間以内に、その職別、氏名及び住所を局長等に届け出なければならない。

2 [略]

(監査に関する報告)

第24条 組合は、監事が組合の財産又は事務の執行状況を監査したときは、2週間以内に監査書の写しを添えて、監査に対する組合の措置方針を局長(法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、知事。次項において同じ。)に報告しなければならない。

2 組合の監事は、組合の監査をした場合に組合の財産又は業務執行の状況に不適正な点があることを発見したときは、直ちに、それらの事項を知事に報告しなければならない。

(登記に関する報告)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、第1号及び第2号に該当した場合にあつては知事等に、第3号に該当した場合にあつては所管する局長に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(総会又は総代会の終了の報告等)

第19条 [略]

2 組合は、前項の議案のうち、事業計画書の提出の延期を申請しようとするときは、事業計画書提出延期承認申請書(様式第36号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を所管する局長に届け出なければならない。

(代表理事等に関する届出)

第21条 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事を定めたときは、2週間以内に、就任年月日、その役別、氏名、住所及び経歴の概要を所管する局長に報告しなければならない。

2 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事が退任したときは、2週間以内に、退任年月日、その役別、氏名、及び退任の理由を所管する局長に報告しなければならない。

3・4 [略]

(参事、会計主任等に関する届出)

第22条 組合は、参事又は会計主任を選任又は解任したときは、2週間以内に、その職別、氏名及び住所を所管する局長に届け出なければならない。

2 [略]

(監査に関する報告)

第24条 組合は、監事が組合の財産又は事務の執行状況を監査したときは、2週間以内に監査書の写しを添えて、監査に対する組合の措置方針を局長等に報告しなければならない。

2 組合の監事は、組合の監査をした場合に組合の財産又は業務執行の状況に不適正な点があることを発見したときは、直ちに、それらの事項を局長等に報告しなければならない。

(登記に関する報告)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、局長等に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(解散届)

第27条 組合は、法第64条第1項第3号、第4号又は同条第4項の規定により解散したときは、2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(代表清算人等の就職届)

第28条 組合又は農事組合法人は、法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく代表清算人（農事組合法人にあつては、清算人。以下同じ。）の就職登記を行い、その登記終了後2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(事業の休止等の届出)

第30条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を所管する局長に届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(書類の提出)

第34条 [略]

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は局長に提出するものにあつては1通、所管する局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。ただし、第10条の5及び第19条の規定により、法第10条第1項第3号の事業を行う組合が広域振興局長に提出するものにあつては、2通とする。

様式第1号（第1条の3関係）

[略]

岩手県知事 様

( 広域振興局長 )

[略]

農業協同組合法第10条第20項の規定による指定を受けた  
いので、関係書類を添えて、申請します。

[略]

様式第1号の2（第1条の4関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第1号の3（第1条の4関係）

(解散届)

第27条 組合は、法第64条第1項第3号、第4号又は同条第4項の規定により解散したときは、2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(代表清算人等の就職届)

第28条 組合又は農事組合法人は、法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく代表清算人（農事組合法人にあつては、清算人。以下同じ。）の就職登記を行い、その登記終了後2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(事業の休止等の届出)

第30条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を局長等に届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(書類の提出)

第34条 [略]

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は局長に提出するものにあつては1通、所管する局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。

様式第1号（第1条の3関係）

[略]

岩手県知事 様

[略]

農業協同組合法第10条第18項の規定による指定を受けた  
いので、関係書類を添えて、申請します。

[略]

様式第1号の2（第1条の4関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第1号の3（第1条の4関係）



振興局長 様

[略]

様式第6号（第4条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第7号（第5条関係）

[略]

岩手県知事 様

（ 広域振興局長 ）

[略]

様式第11号（第8条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第12号（第8条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第13号（第8条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第14号（第8条の2関係）

[略]

振興局長 様

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

（1）～（7） [略]

（8） 農地又は採草放牧地を利用する農業経営の場合には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本

[略]

様式第15号（第8条の2関係）

[略]

振興局長 様

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

（1）～（4） [略]

広域振興局長 様

[略]

様式第6号（第4条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第7号（第5条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第11号（第8条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第12号（第8条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第13号（第8条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第14号（第8条の2関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

（1）～（7） [略]

（8） 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本

[略]

様式第15号（第8条の2関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

（1）～（4） [略]



[略]

様式第19号の6（第10条の4関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第19号の7（第10条の5関係）

[略]

振興局長 様

(岩手県知事)

[略]

様式第20号（第11条関係）

[略]

岩手県知事 様

( 広域振興局長)

[略]

様式第21号（第12条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第22号（第13条関係）

[略]

岩手県知事 様

( 広域振興局長)

[略]

様式第23号（第13条関係）

[略]

岩手県知事 様

( 広域振興局長)

[略]

様式第23号の2（第14条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第24号（第14条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第25号（第14条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

様式第19号の6（第10条の4関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第19号の7（第10条の5関係）

[略]

広域振興局長 様

(岩手県知事)

[略]

様式第20号（第11条関係）

[略]

広域振興局長 様

(岩手県知事)

[略]

様式第21号（第12条関係）

[略]

広域振興局長 様

(岩手県知事)

[略]

様式第22号（第13条関係）

[略]

広域振興局長 様

(岩手県知事)

[略]

様式第23号（第13条関係）

[略]

広域振興局長 様

(岩手県知事)

[略]

様式第23号の2（第14条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第24号（第14条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第25号（第14条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第26号（第14条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
振興局長 様

[略]

様式第27号（第14条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
振興局長 様

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(7) [略]

(8) 農地又は採草放牧地を利用する農業経営の場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本

[略]

様式第28号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
振興局長 様

[略]

様式第29号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
振興局長 様

[略]

様式第31号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
振興局長 様

[略]

様式第32号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
振興局長 様

[略]

様式第33号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
振興局長 様

[略]

様式第35号（第17条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
岩手県知事 様

( 広域振興局長 )

[略]

[略]

様式第26号（第14条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

[略]

様式第27号（第14条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(7) [略]

(8) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本

[略]

様式第28号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

[略]

様式第29号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

[略]

様式第31号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

[略]

様式第32号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

[略]

様式第33号（第15条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

[略]

様式第35号（第17条関係）

[略]

\_\_\_\_\_  
広域振興局長 様

( 岩手県知事 )

[略]

様式第36号（第19条関係）

[略]

                     振興局長 様

                      
(岩手県知事)

[略]

様式第36号（第19条関係）

[略]

                     広域振興局長 様

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。